

小川町 上下水道耐震化計画(上下水道)

小川町 上下水道課

策定 令和 7 年 1 月

1 目標¹

小川町では、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、対策が必要な急所施設について、今後、概ね15年間で耐震化を完了することを目指とする。

上下水道については、被災すると極めて大きな影響を及ぼす浄水施設等は、運用を継続しながら耐震化することが難しいため、耐震性を有する新系統の浄水施設を建設するなど、施設の代替機能を確保しながら急所施設の耐震化を順次進めることとする。

更に、対策が必要な避難所等の重要施設に接続する上水道管路等についても、今後、概ね30年間で耐震化を完了することを目指し、このうち令和7年度から令和11年度の5年間では、特に管路の耐用年数超過や下水道区域内の避難所等(8施設)に接続する上水道管路等の耐震化を実施することを目標とする。

下水道については、下水処理場等の急所施設を保有しておらず、管路等についても耐用年数を迎えていないため、重要施設に接続する管路等の耐震化については、耐用年数も考慮しながら計画的に進めていくこととする。

2 計画期間

令和7年4月～令和12年3月（計画期間は5年程度とする）

3 下水道処理区域内における避難所等の重要施設²の設定(上下水道共通)

区分	下水道処理区域内における避難所等の重要施設(上下水共通)	
	施設数	施設名称
対象全施設数	8	小川町役場、小川警察署、リリックおがわ、大河公民館、小川赤十字病院、瀬川病院、小林内科医院、東小川配水場
上下水道管路等の耐震性能確保済み ³ の施設数 (令和5年度末時点)	0	

¹ 目標は、水道事業者等と下水道管理者が相互に調整を行い、記載する。計画期間内に全ての対象施設で対策を実施することが困難な場合は、計画期間内に対策を実施する施設の選定方針や、計画期間外を含め全ての対象施設における対策実施時期の目安等についても記載する。

² 下水道処理区域内において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設をいう（緊急点検時における「特に重要な施設」と同じ定義）。

³ 重要施設に接続する水道管路（配水管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）と下水道管路（避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水道管路及びその途中にあるポンプ場）の双方の耐震機能を確保することをいう。

上下水管路等の 耐震性能確保の 目標施設数 ⁴ (令和 11 年度末迄)	0	
--	---	--

⁴ 耐震性能確保済みの施設数（令和 5 年度末時点）を含め、令和●年度末迄（計画期間は 5 年程度）に目標とする施設数をいう。

4 下水道処理区域外における避難所等の重要施設⁵の設定⁶

区分	下水道処理区域外における避難所等の重要施設	
	施設数	施設名称
対象全施設数	5	小川消防署、パトリアおがわ、竹沢公民館、八和田公民館、宏仁会小川病院
水道管路の耐震性能確保済み ⁷ の施設数 (令和5年度末時点)	0	
水道管路の耐震性能確保の目標施設数 (令和11年度末迄)	0	

⁵ 下水道処理区域外において地域防災計画等で定められている避難所や医療機関等、災害時に水道機能の確保が必要な重要施設をいう。

⁶ 水道事業者等が汚水処理施設の管理者等と調整を行い、汚水処理施設に関する耐震化の状況や計画等を確認した上で設定するものとする。

⁷ 重要施設に接続する水道管路（配水本管・配水支管、配水池～避難所等の重要施設）の耐震機能を確保することをいう。

« 小川町 上下水道耐震化重点計画のうち 水道事業等に関する計画 »

5 水道システムの急所施設の耐震化(上水道事業及び水道用水供給事業)

(1)取水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁸
対象全取水施設	5	13,280	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

(2)導水施設(導水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全導水管(令和5年度末時点)	1,316	3,615	543	5,474	24	66
耐震化目標(令和11年度末迄)	1,316	3,615	543	5,474	24	66

(3)浄水施設

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ⁹
対象全浄水施設	2	13,280	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

(4)送水施設(送水管)

	管路延長(m)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
対象全送水管(令和5年度末時点)	0	852	5,173	6,025	0	14
耐震化目標(令和11年度末迄)	60	852	5,113	6,025	1	14

⁸ 取水施設の耐震化率=耐震対策の施された取水施設能力÷対象全取水施設能力

⁹ 浄水施設の耐震化率=耐震対策の施された浄水施設能力÷対象全浄水施設能力

(5)配水施設(配水池(配水塔含む)及び浄水池)

	箇所数(箇所)	有効容量(m ³)	耐震化率(%) ¹⁰
対象全配水池	7	13,248.5	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	4	10,420	78.7
耐震化目標(令和11年度末迄)	4	10,420	78.7

(6)ポンプ所(取水、導水、送水及び配水ポンプ所)

①取水ポンプ所

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹¹
対象全ポンプ所	4	11,360	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

②送水ポンプ所

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹²
対象全ポンプ所	2	16,980	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

③配水ポンプ所

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹³
対象全ポンプ所	1	4,608	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

④増圧ポンプ所

	箇所数(箇所)	施設能力(m ³ /日)	耐震化率(%) ¹⁴
対象全ポンプ所	12	548	
耐震対策実施済み(令和5年度末時点)	0	0	0
耐震化目標(令和11年度末迄)	0	0	0

¹⁰ 配水池の耐震化率=耐震対策の施された配水池有効容量÷対象全配水池有効容量

¹¹ ポンプ所の耐震化率=耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹² ポンプ所の耐震化率=耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹³ ポンプ所の耐震化率=耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

¹⁴ ポンプ所の耐震化率=耐震対策の施されたポンプ所能力÷対象全ポンプ所能力

6 避難所等の重要施設¹⁵に接続する水道管路の耐震化(上水道事業)

配水池～避難所等の重要施設までの水道管路(配水本管+配水支管)

(1) 下水道処理区域内における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	361	3,300	4,507	8,168	4	40
配水本管	100	1,788	1,139	3,027	3	59
配水支管	261	1,512	3,368	5,141	5	29
耐震化目標(令和11年度末迄)	1,600	3,300	3,268	8,168	20	40

(2) 下水道処理区域外における避難所等の重要施設

	管路延長(km)				耐震化指標	
	耐震管 延長	耐震適合管 延長 (耐震管除く)	耐震適合管 以外	計	耐震管率 (%)	耐震適合率 (%)
避難所等の重要な施設に接続する配水管(令和5年度末時点)	927	1,648	5,591	8,166	11	20
配水本管	110	0	438	548	20	0
配水支管	817	1,648	5,153	7,618	11	22
耐震化目標(令和11年度末迄)	2,225	1,648	4,293	8,166	27	20

¹⁵ 下水道処理区域外における避難所等の重要施設も含む

« 小川町 上下水道耐震化重点計画のうち 下水道事業に関する計画 »

7 下水道システムの急所施設¹⁶の耐震化

急所施設を所有していない。

8 避難所等の重要施設に接続する下水管路等の耐震化

(1) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水管路

	管路延長(km)	耐震化率(%)
対象全延長	7.554	
耐震性能確保済みの延長(令和5年度末時点)	1.444	19.12
耐震性能確保の目標延長(令和11年度末迄)	1.444	19.12

(2) 避難所等の重要施設～下水処理場直前の最終合流地点までの下水管路の途中にあるポンプ場¹⁷の箇所数

	ポンプ場の箇所数(箇所)	耐震化率(%)
対象全箇所数	0	
耐震性能確保済みの箇所数(令和5年度末時点)	0	0
耐震性能確保の目標箇所数(令和11年度末迄)	0	0

以上

¹⁶ 下水処理場並びに下水処理場～下水処理場直前の最終合流地点までの下水管路及びポンプ場をいう。なお、流域下水道の下水管路及びポンプ場については、最終合流地点以前も含めて急所施設とする。

¹⁷ 最終合流地点にあるポンプ場は含まない。